

(案)

健感発第〇〇〇〇号

平成 21 年 4 月 29 日

各 検疫所長 殿

健康局結核感染症課長

(公 印 省 略)

新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）に係る症例定義
について

今般、メキシコや米国等において豚インフルエンザH1N1の感染者が多数発生し、4月28日、WHOにおいて、継続的に人から人への感染がみられる状態になったとして、インフルエンザのパンデミック警報レベルをフェーズ4に引き上げる宣言が行われたことを受け、新型インフルエンザのまん延を防止するとともに、健康被害を最小限にとどめるため、今般メキシコや米国等で確認された豚インフルエンザH1N1を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症として位置付け、別紙1のとおりその症例定義を定めました。

また、検疫所における当面の診断手順と対応について、別紙2のとおり定めましたので、お知らせいたします。

また、新型インフルエンザ（豚インフルエンザウイルスA/H1N1）については、いまだ臨床的特徴及び疫学的特徴が、十分明らかにされていないため、当分の間、別紙1の症例定義を用いて、別紙2の対応を求めるところであり、さらなる情報が得られれば、別紙1及び別紙2の改訂も検討する予定であることを申し添えます。

新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）

（１）定義

新型インフルエンザウイルス（豚インフルエンザウイルスH1N1）の感染による感染症である。

（２）臨床的特徴

咳や鼻水等の気道の炎症に伴う症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等を伴うことを特徴とする。なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

（３）届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、（２）の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱または急性呼吸器症状＊１のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・髄液・血液・その他
検体から直接のPCR法（Real-timePCR法、Lamp 法等も可）による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

イ 疑似症患者

医師は、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状＊１があり、かつ次のア）イ）ウ）エ）のいずれかに該当する者であって、インフルエンザ迅速診断キットによりA型陽性かつB型陰性となったものを診察した場合、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

ただし、インフルエンザ迅速診断キットの結果がA型陰性かつB型陰性の場合であっても、医師が臨床的に新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）の感染を強く疑う場合には、同様の取り扱いとする。

ア）10日以内に、感染可能期間内＊２にある新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）患者と濃厚な接触歴（直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同様。）を有する者

イ）10日以内に、新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）に感染しているもしくはその疑いがある動物（豚等）との濃厚な接触歴を有する者

ウ）10日以内に、新型インフルエンザウイルス（豚インフルエンザウイルスH1N1）を含む患者由来の検体に、防御不十分な状況で接触した者、あるいはその疑いがある者

エ）10日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域に滞在もしくは旅行した者

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・髄液・血液・その他
検体から直接のPCR法（Real-timePCR法、Lamp 法等も可）による病原体の遺伝子の検出	

中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清
--------------------------------	----

エ 感染症死亡疑いの死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザ(豚インフルエンザH1N1)により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

*1. 急性呼吸器症状：

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう

ア) 鼻汁もしくは鼻閉

イ) 咽頭痛

ウ) 咳嗽

エ) 発熱または、熱感や悪寒

*2 発症1日前から発症後7日目までの9日間とする。

《備考》

診断の際には、新型インフルエンザ(豚インフルエンザH1N1)の流行情報、豚やインフルエンザ症状のある者との接触歴、渡航歴、職業などの情報を把握することが有用である。

なお、平成21年4月29日現在、確定例の届出に係る検査の一部については整備中である旨申し添える。

検疫所における 当面の新型インフルエンザの診断手順と対応について

	症状	迅速診断キット	PCR		対応
メキシコ	発熱または 急性呼吸器症状	A型陽性	H3陰性		本人： 隔離措置 接触者： 停留措置
			H3陽性		入国後健康観察
		A型陰性 B型陰性	臨床的に強く 疑われる場合※	H3陰性	本人： 隔離措置 接触者： 停留措置
				H3陽性	入国後健康観察
			上記以外の場合		入国後健康観察
		A型陰性 B型陽性	実施せず		入国後健康観察
米国等の 発生国	発熱または 急性呼吸器症状	A型陽性	H3陰性		本人： 隔離措置 接触者： 停留措置
			H3陽性		入国後健康観察
		A型陰性 B型陰性	臨床的に強く 疑われる場合※	H3陰性	本人： 隔離措置 接触者： 入国後健康観察
				H3陽性	入国後健康観察
			上記以外の場合		入国後健康観察
		A型陰性 B型陽性	実施せず		入国後健康観察

※ 臨床的に強く疑われる場合とは、インフルエンザ様症状や滞在地における接触歴等により判断される。